

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)  
『居間だけ断熱』編

令和5年1月16日版  
公益財団法人北海道環境財団

よくあるご質問		
No.	質問	回答
A. 申請要件について		
1	対象となる住戸を教えてください	本補助事業は要件を満たしていれば戸建、集個、集全のいずれも対象となります。
2	居間の窓は全て改修しなければならないのでしょうか？	居間の窓については全て補助対象製品で改修する必要があります。
3	居間とダイニングが繋がっている場合はダイニングの窓の改修も必要ですか？	居間と仕切りがなく平面で繋がっている部位の窓は全て登録製品を用いて改修が必要です。
4	居間全てと同時に施工する、その他の箇所の窓も申請できますか？	R4・6月公募より居間の全ての窓を改修すれば、浴室や廊下等の窓も併せて補助対象とすることが可能です。
5	同じ住戸で『トータル断熱』の補助と『居間だけ断熱』の補助の両方を申請することは可能でしょうか？	できません。どちらか一方で申請をお願いします。
6	現在居住していない住戸は対象になりますか？	現在居住していなくても専用住居で居住予定があれば対象になります。
7	二世帯住宅は「戸建住宅」として申請してよいですか？	補助対象要件を満たしている二世帯住宅は、本事業において集合住宅とみなします。ただし、内部で行き来ができる建物に限り、戸建住宅として申請することができます。
8	戸建住宅・集合住宅(個別)で、個人が複数の住戸を所有している場合、常時居住する住戸と、賃貸に出している物件の両方の申請は認められますか？	両方とも申請は可能です。その際には1住戸ずつ申請してください。
9	買取転売業者なのですが、申請することは可能でしょうか？	買取転売業者は申請できません。
10	地域区分が7(もしくは8)なのですが申請できますか？	地域区分に関係なく申請が可能です。
12	LEDの補助を受けるためには、電球、ランプの交換だけでも良いですか【集全のみ】	電球、ランプのみの交換は補助対象外です。LED照明に取り替えるための必要な交換工事(本体+ランプ+工事費)に対して補助対象としています。

B. 申請手続きについて

13	補助単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目はどのようなものですか？	補助対象経費は以下の通りとなります。 ・補助事業の実施に必要な建築材料(高性能建材)の購入経費及び必要な工事に要する経費。  <b>【高性能建材(窓・玄関ドア・LED照明)】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>項目</th> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>                     ・財団が公表した補助対象製品の購入費                      ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費                      ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等                      ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで)                      ・補助対象経費を算出するための実測費                 </td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>                     ・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費                      ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材                      ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費                 </td> </tr> </table> <b>【家庭用蓄電池】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>項目</th> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>                     ・財団の定める要件を満たした製品の購入費                      ※ただし、保証年数に応じて定められた目標価格以下であること。                 </td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>                     ・補助対象製品の取付に係る工事費                      ・既存品撤去工事費                      ・運搬・搬入費                      ・試験調整費                      ・エネルギー供給事業者への申請費                 </td> </tr> </table> <b>【家庭用蓄熱設備】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>項目</th> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>                     ・財団の定める要件を満たした製品の購入費                      ・製品の設置に必要な経費                 </td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>                     ・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事にする費用(ガス管への接続工事は除く)                      ・既存品撤去工事費                      ・試験調査費                 </td> </tr> </table> <b>【熱交換型換気設備・空調設備】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>項目</th> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>                     ・財団の定める要件を満たした製品の購入費                 </td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>                     ・補助対象製品の取付に係る工事費                      ・既存品撤去工事費                      ・運搬・搬入費                 </td> </tr> </table> <b>【その他】</b> ・金融機関に対する振込手数料は補助対象経費とはなりません。 ・消費税及び地方消費税額は補助対象経費とはなりません。	経費区分	項目	補助対象経費	・財団が公表した補助対象製品の購入費 ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費	補助対象外経費	・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費	経費区分	項目	補助対象経費	・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ※ただし、保証年数に応じて定められた目標価格以下であること。	補助対象外経費	・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 ・試験調整費 ・エネルギー供給事業者への申請費	経費区分	項目	補助対象経費	・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ・製品の設置に必要な経費	補助対象外経費	・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事にする費用(ガス管への接続工事は除く) ・既存品撤去工事費 ・試験調査費	経費区分	項目	補助対象経費	・財団の定める要件を満たした製品の購入費	補助対象外経費	・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費
経費区分	項目																									
補助対象経費	・財団が公表した補助対象製品の購入費 ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費																									
補助対象外経費	・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費																									
経費区分	項目																									
補助対象経費	・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ※ただし、保証年数に応じて定められた目標価格以下であること。																									
補助対象外経費	・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 ・試験調整費 ・エネルギー供給事業者への申請費																									
経費区分	項目																									
補助対象経費	・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ・製品の設置に必要な経費																									
補助対象外経費	・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事にする費用(ガス管への接続工事は除く) ・既存品撤去工事費 ・試験調査費																									
経費区分	項目																									
補助対象経費	・財団の定める要件を満たした製品の購入費																									
補助対象外経費	・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費																									

C. 補助対象製品について

14	製品が登録されているかどうかは、どのように確認をしたらよいですか？	財団の専用ページ( <a href="https://ekes.jp">https://ekes.jp</a> )の「補助対象製品一覧」よりご確認ください。										
15	トータル断熱では登録されている製品が居間だけ断熱用の補助対象製品では見当りません。何故でしょうか？	断熱性能の基準がトータル断熱より若干高くなっており、補助対象製品の検索画面のカテゴリ「窓」から「窓(居間だけ断熱)」を選択して製品をお選びください。										
16	勝手口ドアやテラスドアも改修したいのですが補助対象製品はどのように選択したらよいですか？	「補助対象製品一覧」の検索結果で表示される「製品名」に、テラスドア、勝手口ドアの名称があるものを使用してください。なお、採風タイプは「製品名」に明記されていない場合、使用できませんので注意してください。										
31	集合住宅(全体)の申請でLEDを申請したいのですが対象となるLEDの基準はありますか？	補助対象となる共用部のLED照明器具は次の基準を満たす必要があります。 1 環境配慮物品等の調達に関する基本方針の表1-2 表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2 (投光器及び防犯灯を除く。) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">光源色</th> <th>固有エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="2">120lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> <td rowspan="2">85lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> <td></td> </tr> </table> 備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。 2 電気用品安全法によるPSE認証を得ていること(PSE認証マーク)	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	120lm/W以上	昼白色	白色	85lm/W以上	温白色	電球色	
光源色	固有エネルギー消費効率											
昼光色	120lm/W以上											
昼白色												
白色	85lm/W以上											
温白色												
電球色												